

■介護報酬、27年度待たず「見直しを」意見相次ぐ 社保審分科会

- ・社会保障審議会・介護給付費分科会が24日に開かれ、2025年度以降に介護分野での賃上げを行い、人材流出を防ぐため、27年度の介護報酬改定を待たずに見直しを行うなど対応を急ぐべきだとする意見が相次いだ。
- ・介護従事者の賃上げを促す狙いで、24年度の介護報酬改定で新設された「介護職員等処遇改善加算」を取得している施設や事業所は、予定を含めた8割超で加算の全額を24年度の賃金改善に充てており、25年度に行う賃上げ分の原資不足が見込まれるため。
- ・長内繁樹委員（全国市長会）は意見交換で、物価高騰や賃上げへの対応に苦慮する介護保険や障害福祉サービスを持続可能にするため、27年度に予定されている次の報酬改定を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど柔軟な対応を求めた。
- ・介護職員等処遇改善加算の創設の効果を明らかにするため、厚生労働省が行った調査によると、この加算を取得している施設や事業所の常勤職員の平均月額基本給は同年9月末現在、前年同月に比べ4.6%上昇したことが明らかになった。
- ・ただ、加算を取得している施設・事業所6,721カ所の80.7%は、24年度の賃金改善に加算の全額を充てたか充てる予定だと答え、25年度に一部を繰り越すか繰り越す予定の施設・事業所は14.3%にとどまった。
- ・介護職員等処遇改善加算の創設に当たり国は24年度に2.5%、25年度は2.0%のベースアップを想定していた。そのためこの日の同分科会では、25年度分のベースアップの原資不足を指摘し、27年度を待たず介護報酬を見直すべきだという声が相次いだ。
- ・東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は「今年の一般企業の春闘の状況を考えると、（介護分野と）全産業との差がまた開くことが容易に予想される」と述べ、介護従事者の処遇改善を早急に手当てするため、介護報酬改定を臨時で実施するよう求めた。
- ・東委員は、介護職員がいない居宅介護支援事業所や訪問リハビリの事業所は介護職員等処遇改善加算の対象にならないことも問題視し、この加算の名称を「介護事業所職員処遇改善加算」に変更し、介護サービスに従事する全職種に対象を広げるべきだと訴えた。

- ・小泉立志委員（全国老人福祉施設協議会副会長）は、「昨今のインフレの影響によって介護従事者の給与水準は実質的には目減りしており、結果として人材不足が一層深刻化する要因になっている」と指摘し、全産業との賃金格差を解消して介護からの人材流出を防ぐため、補正予算の編成を含む期中の対応を求めた。
- ・介護職員等処遇改善加算の創設の効果を明らかにするための「介護従事者処遇状況等調査」は、厚労省が24年10月、介護老人福祉施設など1万3,801の施設や事業所を対象に実施し、8,180施設から有効回答があった（有効回答率59.3%）。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 第245回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料
令和7年3月24日（月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53816.html